

Title	〔行政法一六〕町議会の除名処分と訴願前置主義 (昭和三五年三月四日最高二小法廷判決、破棄自判)
Sub Title	
Author	金子, 芳雄(Kaneko, Yoshio)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.6 (1961. 6) ,p.111- 114
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610615-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔行政法 一六〕 町議會の除名處分と訴願前置主義

（昭和三五年三月四日最高二小法廷判決、破棄自判
第一審秋田地裁、第二審仙臺高裁秋田支部
昭和三四年（才）第九四〇號町議會議員除名取消請求事件）

【判示事項】 町議會の除名處分に對する出訴につき訴願の裁決を経ることの要否

【參照條文】 地方自治法第二五五條の二、行政事件訴訟特例法第一條、第二條、第九條

【事實】 被上告人（原告）は、昭和三十一年三月以來、秋田縣角館町議會議員である。被上告人は、角館町が家畜市場を建設するにあたり、同町の豫定する市場建設豫定地にたいし反對の意見をゆうし、同町吏員等に非行をなし暴言をはいてきた。さらに、昭和三十一年一月一六日、市場建設にかんする急施臨時議會（以下急施議會という）がひらかれるや、同議場において種々暴言をはいた。このため、被告議會は、原告が當議會の秩序をみだし、品位を傷けたとして、同議會議規則第九五條、地方自治法第一三五條第一項第四號に則り、被上告人にたいする除名議決をおこない、同日これを同人

に通知した。

これにたいし、被上告人（原告）は、秋田地方裁判所に第一審の訴を提起する。

第一審裁判（秋田地裁・昭三三・一・二七判決・行政例集九卷一〇號三三〇八頁以下）において、原告は、

一、原告が被告議會の秩序を亂し、その品位を傷けたごとき事實は全く存しない、

二、被告議會議規則中には、如何なる行爲にたいし、如何なる懲罰を科するかの特種規定を定めていない、

したがつて、懲罰の事實なきに懲罰を科するは違法であり、また、たとえ懲罰の事實ありとしても、懲罰にかんする法規がない以上、懲罰を科することはできない。このため、被告議會の除名議決は取消すべきであると主張する。

かかる主張にたいし、秋田地方裁判所は、原告の言動をもつて、

同町議會會議規則中の「議員は議會の品位を重んじなければならぬ」旨の規定に違反すると認定する。そして、さらに、地方自治法第一三四條第二項の規定の趣旨は、懲罰にかんする實體的規定および手續的規定を會議規則中に規定しなければ、懲罰處分ができないという趣旨でなく、當該會議規則に特段の規定がなければ地方自治法の定めるところにしたがつてのみ處分しうる趣旨であるといひ、原告の請求を棄却した。

かかる第一審判決を不服とし、原告は仙臺高等裁判所(秋田支部)に控訴をおこなう。控訴審における控訴人(原告)の主張は、第一審における懲罰事實存在の有無を争つていくごとくみうけられる。

このため、控訴審裁判所は以下のごとく認定した(仙臺高等裁判所秋田支部・行裁例集一〇卷七號)。すなわち、控訴人の非行は反町的であり、したがつて、議員の職責にも反するものでありその品位をけがす行爲ではあるが、それが除名處分にあたる程度の重大な非行とはみとめがたく、したがつて、右非行を理由に控訴人を除名することは、はなはだしく妥當をかくといひ、原判決を取消す。

このような控訴審判決にたいし、被控訴人(被告)は、最高裁判所に上告をする。その上告理由は左のごとくである。

【上告理由】 控訴審裁判所は、被上告人(原告)の言動をもつて非行としながら、除名という最も重い懲罰を科するは、はなはだし

く妥當をかくという。しかし、かかる判断は、あきらかに裁判所の審査權の範圍を逸脱した違法のそんするもので、破壊をまぬがれない。すなわち、裁判所の審査權は、懲罰の原因となるべき事實が存在したか否かを判断するにとどまり、懲罰の對象となつた議員の言動がはたして懲罰に値するか否か、懲罰を科するにあたり、如何なる種類の懲罰を選択するかは、全く當該地方議會独自の權限による自由裁量に委ねられている。また、假りに懲罰の種類選擇にあたり、裁判所が事後判断をくわえうとしても、それは、議會の懲罰議決があきらかに社會觀念上著しく妥當をかき裁量權の亂用とみとめられる場合にかぎる。しかし、本件において、原審は、かかる裁量權の亂用のあつたことを認定していないし、また、實際かかる事實は全く存在しなかつた。したがつて、原審は、判決理由において不備であり、かつ、懲罰權行使にかんする法律的解釋を誤まり、ひいては、憲法の保障する地方自治權を侵害する違法がある。

【判旨】 原判決・第一審判決を破棄し、訴を却下する(裁判官全員一致)。

職權により調査するに、町議會の議員除名處分にたいする出訴については、地方自治法第二五五條の二により、縣知事にたいする訴願を経由すべきところ、被上告人は、訴願を経由したこと、もしくは、訴願を経由しなかつたことにつき正當の事由のあつたことを主

張しない。それゆえ、本訴は、正當の事由がなく訴願を經由しないで提起された不適法の訴と解さざるをえない。

【研究】 本件第一審においては、懲罰にかんする事實認定と適用さるべき懲罰法規が、當事者間の争の中心であつた。このため、第一審裁判所は、懲罰の事實をみとめ、かつ、懲罰法規とし町議會會議規則、地方自治法第一三四條第二項を援用し、請求を棄却した。懲罰の對象たる行爲の存否については、事實認定にぞくすゆえ、ここでは詳細に論じえない。しかし、原告の言動が懲罰に該當する非行と認定するのは妥當であろう。また、懲罰法規とし町議會會議規則と地方自治法の當該規定の存在をみとめることも正當である。したがつて、かかる論理過程において、もし問題ありとすれば懲罰の事實にたいする懲罰の種類認定をとりあげうるにとどまる。

このため、控訴審においては、右の問題を中心とし、議會は懲罰にかんする裁量權の限界逸脱、という判決が下された。地方議會議員にたいする懲罰權行使は、地方議會の自由裁量處分とみるのが従來の多くの判決例のとるところであり（福岡高裁・昭二五・九・一判決・高判外・京都地裁・昭二五・二〇・二一）、多數學説もこれを承認している（田上穰治教授はこの點見解を異にされる——行政廳の裁量處分・渡邊博士還曆祝賀公法學の諸問題・三二八頁）。もち論、地方議會に裁

量權ありとしても、限界逸脱は違法性をまねく。したがつて、控訴審判決にみられるごとく、除名處分をもつて裁量權の濫用とみるなら、除名處分は違法となり、取消されねばならない。しかし、本件において、裁量權の濫用——本件の場合濫用なりや否やの基準として比例原則が援用されるのであろう——なりや否やの認定には、相當問題がある。

このため、上告理由は、主としてこの點を中心とする。しかし、上告審において最高裁判所の論ずるところは、第一審・控訴審において、當事者はもち論、裁判所も論ぜず、また、上告理由にもふれられていない地方自治法第二五五條の二を援用する。換言すれば、第一審提訴より上告理由まで、懲罰の是非が實體的・手續的に争われてきた。しかし、上告判決は訴願前置を理由とし訴を却下する。かかる結論は、當事者はもち論、下級審裁判所にとりても、全く意外な結果であつたであらう。

しかし、本件の基礎たる除名處分が昭和三二年一月一六日におこなわれ、最高裁判所の援用する地方自治法第二五五條の二が、昭和三十一年九月一日より施行せられているかぎり、本件についても同條の適用ありとするは、當然とせねばならない。しかるとき、上告人（被告）議會の除名處分を争う場合、被上告人（原告）は、同條により、まず縣知事に訴願をなさねばならない。そして、もし訴願をへ

ず提訴しうるためには、行政事件訴訟特例法第二條但書にかんする主張を、被上告人の側において主張することを必要とする。しかし、この點、上告審判決理由にもべられているごとく、訴願を経由しなかつたことにつき正當の事由があつたか否か何等のべられていない。したがつて、本件は、行政事件訴訟特例法第二條により、訴却下を當然とせねばならない。

なお、かかる結論に到達するため、最高裁判所は、職權審理權を發動している。行政事件訴訟特例法によると、その第九條に職權證據調の規定をおくのみで、その他の職權審理については、何等規定をもうけていない。否、むしろ、同法第一條は、行政事件訴訟にかんし、同法に規定なきとき、民事訴訟法を適用するという。したがつて、これ等條文を形式的に解するかぎり、職權審理は證據調に限定される。もし、かかる形式論を正當とすれば、本件最高裁論旨は、はなはだ疑問となり、民事訴訟法の規定により、地方自治法第二五五條の二は援用できず、下級審と同様、懲罰處分自體を、當事者間の主張にしたがい審査しなければならぬ。

しかし、學説上は、かならずしも、かかる形式論が採用されていない。すなわち、民事訴訟と行政事件訴訟の差異に着目し、後者につき、職權證據調にかぎらず、ひろく職權審理をみとめようとする。かかる學説の要旨は以下のごとくである。通常の民事訴訟は私人相

互間の内部的關係に生じた争を對象とするのたいし、行政訴訟は直接行政にかんする争を對象とし、民事訴訟にくらべ、訴訟結果に直接間接影響をうける者の範圍がひろい。このため、行政事件訴訟は、當事者間の紛争解決にとどまらず、行政處分の適法性の確保と、訴訟の迅速な解決を必要とする。かかる要請に答えるため、行政事件訴訟にあつては、職權審理主義を採用する必要があるという(例えば、雄川一郎教授・行政争訟法・二一〇頁以下)。

このように、學説上は、職權審理を積極に解する説が有力である。しかし、現實の裁判においては、職權證據調さえとかく積極的におこなわれなるとき。このようなとき、積極的に職權審理をおこなつた最高裁の態度には賛意を表したい。

なお、右のごとく、職權審理をみとめるかぎり、最高裁判決は正當にして、法的にみて非とする點はない。しかし、當事者にとりては、一審・二審と争いきたつた點が何等ふれられていない。したがつて、中谷敬壽教授もいわれるごとく(民商法雜誌・四三卷二號一〇三頁以下、とくに一〇六―七頁)、結論とは別に何等かの形で當事者の主張につき裁判所の見解をしめす必要が全くないであらうか。判旨を正當としつても、幾分割りきれぬ感をいだきながら筆をおく。